

社会福祉法人 旭川水芝会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川水芝会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する必要な事項を定めるものである。

(役員等の報酬)

第2条 社会福祉法人旭川水芝会（以下「当法人」という）の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用の弁済)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用を実費弁済することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は、当法人給与規程及び旅費規程の規定を優先し、費用の弁済はしない。

(1) 理事会及び評議員会

(2) 監事監査

2 理事長の指示又は理事会の委任を受け役員等が当法人旅費規程第5条第2項に定める出張に赴く場合は、当該規程に定めるところにより弁済する。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。